

年金待機者説明会

③ 年金制度改正について

令和2年年金制度改正（令和4年4月1日施行）

- 1 在職定時改定の導入
- 2 在職老齢年金の見直し
- 3 支給繰下げ受給の上限年齢の引上げ
- 4 繰上げ減額率の見直し
- 5 加給年金額停止要件の見直し

1 在職定時改定の導入

(見直し前)

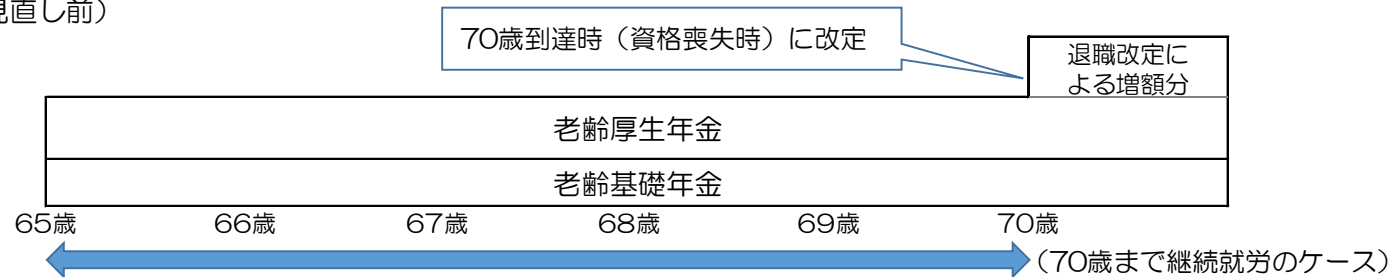
老齢厚生年金の受給権を取得した後に就労した場合は、資格喪失時（退職時または70歳到達時）に、退職改定により、受給権取得後の被保険者であった期間を加えて、老齢厚生年金の額を改定

(見直しの観点)

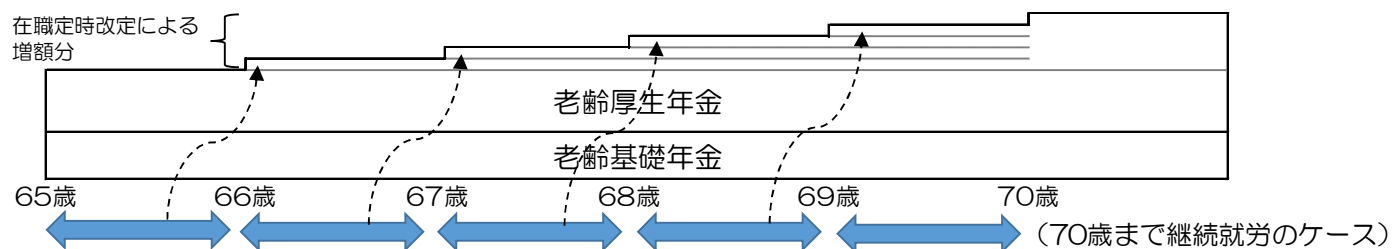
高齢期の就労が拡大する中、就労を継続したことの効果を退職を待たずに早期に年金額に反映することで、年金を受給しながら働く在職受給権者の経済基盤の充実を図る。

(見直し内容)

65歳以上の者については、基準日（6月1日）に被保険者である場合は、毎年1回、10月分から年金額の改定を行う。
(見直し前)



(見直し後)



2 在職老齢年金の見直し

(見直し前)

○65歳未満

年金と給与の合計額が基準額（28万円）を超えた場合に年金の全部または一部を停止（低在老）

○65歳以上

年金と給与の合計額が基準額（47万円）を超えた場合に年金の全部または一部を停止（高在老）

(見直しの観点)

- ・ 就労に与える影響が一定程度確認されている
- ・ 2030年度まで支給開始年齢の引上げが続く女性の就労を支援する
- ・ 制度を分かりやすくする

(見直し内容)

低在老の支給停止の基準額を高在老と同じ47万円に引き上げる。

3 支給繰下げ受給の上限年齢の引上げ

(見直し前)

- 繰下げ上限月数は60月であるため、70歳※まで繰下げ可能
※受給権を取得したのが65歳以降である場合には、70歳を超えて繰下げ可能な場合あり。
- 繰下げ加算率は、1月当たり0.7%
- 70歳を超えて繰下げの申出をしたときは、70歳時点で繰下げの申出があったものとみなす。

(見直しの内容)

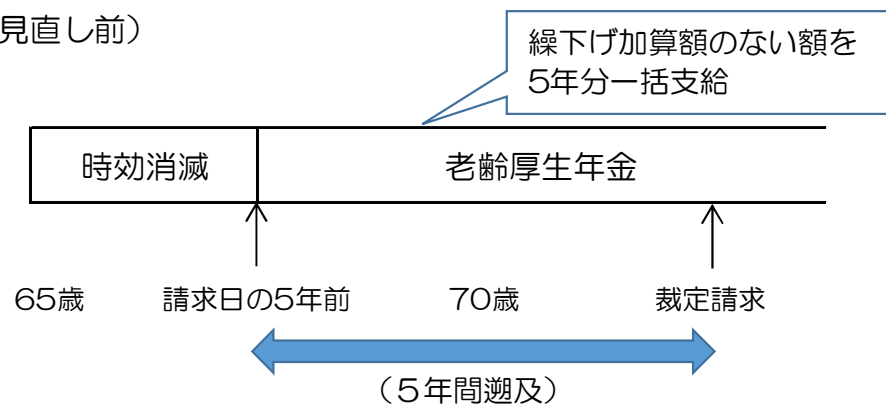
- 繰下げ上限月数を120月とし、75歳※まで繰下げ可能
※受給権を取得したのが65歳以降である場合には、75歳を超えて繰下げ可能な場合あり。
- 繰下げ加算率は、1月当たり0.7%で変更なし。
- 75歳を超えて繰下げの申出をしたときは、75歳時点で繰下げの申出があったものとみなす。

○本来支給選択時の特例的な繰下げみなし増額の導入（R5.4.1施行）

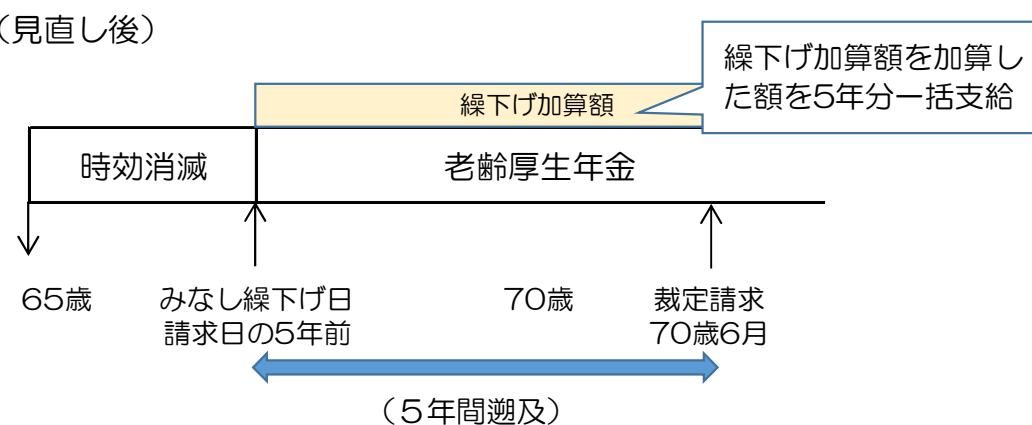
令和5年4月以降に70歳を超えて請求を行い、かつ、繰下げ申出をしなかったときは、請求の5年前の日に繰下げの申出があったものとみなす制度を導入

これに該当するときは、65歳から請求の5年前までの期間の繰下げ加算額を加算した年金を5年間遡及して支給

（見直し前）



（見直し後）



※みなし繰下げ日が65歳から1年未満となる場合であっても、その時点までの繰下げ加算額を加算

※上記取扱いは、受給権者本人が請求した場合に限られ、繰下げ待機中の者が死亡し、遺族が未支給年金として請求するときは、特例的な繰下げみなし増額は行われず、現行と同様繰下げ加算額のない額を5年分支給

4 繰上げ減額率の見直し

(見直し前)

- ・ 60歳以降、老齢厚生年金の支給開始年齢（老齢基礎年金は65歳）に達する前に年金の繰上げ請求が可能
- ・ 1月当たり0.5%（最大30%）減額

(見直し内容)

繰上げ減額率を1月当たり0.4%に見直し（厚年法施行令 § 6 の 3、国民年金法施行令 § 12）

(対象者)

令和4年4月1日以降に60歳に達する者（S37.4.2以降生）に適用（改正政令附則 § 6）
⇒ S37.4.1以前生まれの者がR4.4.1以降に繰上げ請求しても、現行と同じ減額率（0.5%/月）が適用される。

※今回、説明会を視聴されている皆さんは S37.4.1以前生まれのため、繰上げ減額率は **1月当たり0.5%** が適用されます。

5 加給年金額停止要件の見直し

(見直し前)

加給年金額対象配偶者が、老齢満了（被保険者期間240月以上）した老齢厚生年金または障害年金を受給できるときは、加給年金額を停止。ただし、これらの年金が全額支給停止されているときは、加給年金額の停止は行わない。

(見直しの観点)

現行の取扱いでは、加給年金額対象者の年金が1円でも支給されれば加給年金額が停止となる一方、報酬が高いために加給年金額対象者の年金が全額停止となっていれば加給年金額が支給される。

世帯の収入で見たときに収入が多い方に加給年金額が支給されるという逆転現象が起きている状況となっているため、これを解消することを目的とする。

(見直し内容)

加給年金額対象配偶者が、老齢満了した老齢厚生年金の受給権を有しているときは、当該年金の支給状況にかかわらず、加給年金額を停止する。

(加給年金額が、老齢厚生年金、退職共済年金、障害厚生年金、障害共済年金いずれに加算されていても同様の改正を行う。)

※加対配偶者が満了年金の受給権をもっていれば、加給年金が支給されることはないが、老厚請求時に配偶者の届出があれば、加給年金を加算した上で停止